

大阪市立小・中学校空調設備整備事業  
入札説明書等に関する質問に対する回答

令和6年5月

大阪市教育委員会事務局

## 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
1	入札説明書	1	1	4	(1)	②	b	デマンド監視装置	デマンド監視装置の適切な設定。と記載がありますが、装置は既に設置されているものでしょうか。設置されていなければ、今回の事業で新たに設置が求められるものでしょうか。	電気室にデマンド監視装置が設置されている場合がありますが、当該デマンド監視装置の更新・新設は本事業の対象外とします。なお、当該デマンド監視装置を本事業に利用することはできません。事業者提案によりデマンド監視装置を新たに設置することは差し支えありません。
2	入札説明書	1	1	4	(1)	②	b	植栽	植栽は「移設・復元」が前提条件となるのでしょうか。「撤去」のみは可能でしょうか。	既存樹木は可能な限り現状維持を図ることとしており、撤去のみは不可とする。本市及び対象校の承諾を得て、移植または枝払いとなります。
3	入札説明書	2	1	4	(1)	④		所有権移転	各月末毎に行う引き渡しにより所有権が移転するものとして考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 27頁 第5 をご参照ください。
4	入札説明書	2	1	4	(1)	⑤		データ計測・記録業務	設備のデータ計測や記録方法は貴市と事業者で協議決定するものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等によることとし、疑義がある場合には本市と協議のうえ、決定することとします。
5	入札説明書	2	1	4	(1)	⑥		移設後の維持管理	移設した設備は維持管理対象設備として継続するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	入札説明書	2	1	4	(1)	⑤	b	維持管理業務	性能維持に必要な一切の業務のうち、定期点検やフィルタ清掃の実施回数は選定事業者の判断でいいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準を遵守したうえで選定事業者の判断によるものとします。
7	入札説明書	2	1	4	(1)	⑤	f	維持管理業務	フロン排出抑制法に基づく簡易点検（四半期に1回）も選定事業者の業務に含まれるとしていいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札説明書	2	1	4	(2)			エネルギーの選別	LPガス（プロパンガス）は設定できないという理解でよろしいでしょうか。（都市ガス設備の整備に費用が莫大に要する場合に、LPガス設備を設備付近に設置することでイニシャルコスト圧縮を図る計画等）	原案とおり、使用するエネルギーは、電気、都市ガスとします。
9	入札説明書	3	1	4	(4)	※		本事業のスケジュール	「本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。」とありますが、整備順序計画の変更により事業者に追加費用が発生した場合は、貴市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市による対象校の整備年度変更の求めに応じることにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、市は協議に応じるものとし、整備順序計画の変更においてやむを得ず増加費用が生じる場合の負担は協議によるものとします。
10	入札説明書	4	2	4	(1)	③		複数業務の禁止	学校単位での施工業務と工事監理業務の兼任はできないが、例えば、施工業務と維持管理業務は兼任可能という理解でよろしいでしょうか。	構成企業または協力企業として参画する企業のうち、施工企業が維持管理企業としても参画することを制限していません。
11	入札説明書	10	4	1	(7)	③		入札を行う者	原則として、代表企業とする。ただし、「委任状（代理人）」（様式4-4）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。とありますが、参加表明にて記載する代表企業の代表者ではなく代表企業の担当者が入札を行う場合であっても「委任状（代理人）」（様式4-4）を事前に提出する必要がありますでしょうか。	必要ありません。
12	入札説明書	10	4	1	(7)	③		入札を行う者	「委任状（代理人）」（様式4-4）を事前に提出する場合、提出方法をお教えいただけますでしょうか。	入札書及び提案書と同じく持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出してください。

## 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
13	入札説明書	10	4	1	(5)	②		提出方法	「（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）」とありますが、方法については「特定記録郵便」、「一般書留」及び「簡易書留」のいずれでもよろしいでしょうか。入札説明書 10頁 4_1_(7)_④につきましても同様です。	お見込みのとおりです。
14	入札説明書	10	4	1	(7)	③		入札を行う者	代表企業の従業員が入札を行う場合は、「委任状（代理人）（様式4-4）」は不要との理解でよろしいでしょうか。	No.11をご参照ください。
15	入札説明書	11	4	1	(8)			ヒヤリング等の実施	ヒヤリング等の詳細について、通知時期を具体的にお教えいただけますでしょうか。	入札参加資格確認結果の通知とあわせてお知らせいたします。
16	入札説明書	11	4	2	(5)			著作権	事業者が提出する提案書には各社のノウハウが記載されているため、非公表としていただけますでしょうか。もしくは、事前に事業者の許可を得て公表していただけますでしょうか。	事前に協議いたします。ただし、大阪市情報公開条例に規定される公開請求があった場合は大阪市情報公開条例に従っての対応いたします。
17	入札説明書	11	4	2	(5)			著作権	「ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、一部又は全部を無償で使用できる。」とありますが、事業者のノウハウ等が含まれているため、公表する内容については、事前に協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.16をご参照ください。
18	入札説明書	14	6	3				維持管理業務の対価	設計・施工・施工監理と同様に年度ごとのお支払いになると想定しますが、年度末を過ぎた完了単位でのお支払いになるでしょうか。もしくは該当年度の前年度中のお支払いになるでしょうか。	事業契約書（案）別紙11をご参照ください。
19	入札説明書別紙3	22	1					個別対話の実施要領及び参加申込	個別対話の参加人数に制限はございますでしょうか。	参加人数は、入札参加者の構成企業毎に2名以内、総勢12名までといたします。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
20	要求水準書	3	1	5	(1)	③	b	工事監理業務	提出書類の書式はありますでしょうか	ありません。
21	要求水準書	4	1	5	(2)			本事業が対象としない業務・事項等	受変電設備等の改修・増設に伴う主任技術者の立会いも対象外と考えてよろしいでしょうか	電気主任技術者の確認への立会は、高圧受変電設備の改修・増設時（完了時）に行う場合があり、その対応は本事業に含みます。なお、立会に関しての調整は本市が行います。
22	要求水準書	5	1	7				整備計画の策定	整備年度の変更後における各年度の施工校数は変更前と同数としていただけますでしょうか。	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.4をご参照ください。
23	要求水準書	5	1	7				整備計画の策定	貴市が整備年度の変更を求めることができる期日を取り決めていただけますでしょうか。	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.11をご参照ください。
24	要求水準書	6	1	6	11			遵守すべき法制度	現地見学会で、室外機のコンクリート基礎がゴムシート上で施工されている（建物と緊結されていない）箇所が散見されました。既存設備位置で更新をする場合、同様の環境になるものと想定されます。コンクリート基礎を再利用する場合の耐震基準等の検証に関わる費用、対策が必要となる場合の費用は、対策が必要な箇所数が不明なため、その対策は別途契約とすることは可能でしょうか。	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には本市と協議を行うこととします。
25	要求水準書	6	1	6	11			遵守すべき法制度	騒音対策が必要な学校があるが、騒音規制法の基準の電動機7.5kW以上の機器選定はしてはいけないという認識でよいでしょうか。	騒音規制法が守ることを前提に機器選定は選定事業者の判断で行ってください。
26	要求水準書	6	1	10				第三者の使用	第三者を使用する場合の貴市への届出方法については、別途書面による提出が必要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書	6	1	11				遵守すべき法制度等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物にあたる対象校はあるでしょうか。	あります。
28	要求水準書	7	1	13				標準図に関する事項	EHP方式採用の場合、標準図に倣うと店舗用エアコンを採用することになりますマルチタイプを選定することは可能でしょうか	要求水準を満足することを前提に認めます。ただし、それに伴うリスク発現による費用等は選定事業者負担とします。
29	要求水準書	7	1	13				標準図に関する事項	屋上に設置する室外機の設置条件として建物短辺方向の梁上に設置すること以外の設置基準があればご教示お願い致します	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準じない施工方法を選択する場合は本市と協議を行うこととします。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
30	要求水準書	7	1	13				標準図に関する事項	標準図に倣うとEHP（店舗用）室外機を屋上に複数台設置することになりますが標準図（新築・増築）の3台以上設置のゲタ基礎+設置鋼材において置き基礎の採用は可能でしょうか	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には本市と協議を行うこととします。
31	要求水準書	8	2	1	(6)			設計変更	空調方式について、当初の方式での施工が困難、もしくは変更したほうが安価になる場合は後から変更することは可能か？	ご質問中の「空調方式」とはGHPかEHPか、「当初」とは「提案書提出時点」を指しているものとする場合にはご理解のとおりです。ただし、当該事由により契約金額の変更はいたしません。
32	要求水準書	9	2	1	(6)			設計変更	貴市の要求により設計変更を伴う場合、事業スケジュールの遅延が考えられますが、遅延リスクについては協議としていただけますでしょうか。	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.64をご参照ください。
33	要求水準書	9	2	1	(5)			設計内容の協議	「また、本市との協議内容については、書面（協議記録）に記録し、本市に提出すること。」とありますが、書面の様式や提出の頻度は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	書面の様式は問いませんが、協議内容を確認するための資料となりますので、協議後速やかに提出いただくことが望ましい。
34	要求水準書	11	2	3	(3)			機器設置工事	校内運動場(グラウンド)に重機レッカー車を設置しても構わないでしょうか。	お見込みのとおりですが、学校運営に支障がないよう、安全対策、養生、必要に応じて車両乗り入れ後に運動場の整地などを行ってください。
35	要求水準書	11	2	1	3	(3)		機器設置工事	新設機器を屋上に設置する際の耐荷重確認は別途としてよいか。	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には本市と協議を行うこととします。
36	要求水準書	11	2	1	3	(2)		機器性能	能力は標準図に準ずると記載がございますが標準図に記載されていない各教室の標準仕様をご教示お願い致します	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.70をご参照ください。
37	要求水準書	11	2	1	3	(2)		機器性能	原則として、室内機は天吊形とするとございますが大阪市様が想定される天吊形以外の採用が考えられる教室があればご教示お願い致します（事業者提案以外）	和室において、既設室内機が天井カセット型の場合があります。
38	要求水準書	11	2	3	(3)			機器設置工事	室外機の設置場所や配管ルートについて、事業者決定後に貴市と協議の上決定となると、費用の増減が発生することが懸念されます。貴市のご要望等により設置位置・容量等が変更になり、費用の増減が発生した場合は、貴市のご負担としていただけないでしょうか。	事業契約書（案）に従い協議とします。本事業は設計業務を含み、かつ、性能発注であることから、詳細な機器の設置位置や配管ルート等は事業者の提案・設計によって異なることと考えますので、これらを前提に入札・提案書提出を行ってください。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
39	要求水準書	11	2	3	(3)			機器設置工事	室外機の設置について、標準図以外の設置の検討に当たっては、その標準図の計算根拠などとの突合せ検討などができる材料の提示があると考えてよろしいでしょうか。（荷重の余裕有無の確認など）	すべての学校について資料を提示できる状況ではございませんので、原則、標準図による設置の検討とさせていただきます。なお、標準図による設置が困難な場合は本市と協議を行うこととします。
40	要求水準書	11	2	3	(3)			機器設置工事	バルコニーや下屋に設置する場合も標準図がない場合は、構造計算の荷重条件などの提示が頂けると考えてよろしいでしょうか	すべての学校について資料を提示できる状況ではございません。また、ご提案の場所には維持管理上設置が困難であると思われませんが、設置を検討する場合には本市と協議を行うこととします。
41	要求水準書	11	2	3	(3)			機器設置工事	既存の室外機が設置された場所はそのまま設置の方針としますが、既存の構造的な条件満たされていると考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。ただし、既存の設置場所で維持管理上問題ないことを確認したうえで設置を判断ください。
42	要求水準書	12	2	3	(4)			機器以外の材料等	冷媒配管・ラッキングなど指定材料ですか？	冷媒配管・ラッキングについては標準図に準ずるものとしてください。
43	要求水準書	12	2	3	(5)			配管工事	配管等が窓ガラスを貫通する場合のサッシの改修にあたり、認定サッシの場合の対応方法をご教示ください。	現時点では、標準図による貫通方法で想定してください。実際の対応については協議することとし、その増加費用については本市負担とします。なお、標準図において例示されていない事項においては、法令等に従い設計・施工を行うことと想定しています。
44	要求水準書	12	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	電気室の作業で停電が必要な場合、停電可能な時期、作業可能時間を教えてください。	休日昼間となりますが、学校行事等の都合もあるため協議となります。
45	要求水準書	12	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	既設変圧器に接続されている負荷の資料はありますか	受変電設備単線結線図（今回貸与の参考図書と同じもの）を設計業務の際に提供することは可能です。
46	要求水準書	12	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	変圧器取替、増設においてスペース的に油入トッランナー変圧器の設置ができない場合、モールド型トッランナー変圧器の採用を考慮してもよろしいでしょうか	協議可能とします。
47	要求水準書	12	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	現状の力率が分かる資料はありますか	電力事業者から発行される電気料金請求書に記載の力率をお示しすることが可能です。（現時点では、対象校の概ねで100%であり、90%を下回る対象校はありません。）
48	要求水準書	12	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	配線用遮断器の増設及び変圧器の交換等によりキュービクルの改造が必要となりますが、認定キュービクルの有無はわかりますでしょうか	高圧受変電設備がキュービクル式の場合、原則、認定キュービクルを設置しています。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
49	要求水準書	12	2	3	(7)			電源工事	キュービクルに配線用遮断器の増設ができない場合、予備回路の使用は可能でしょうか	予備回路がある場合は使用可能とします。
50	要求水準書	12	2	3	(7)			電源工事	基本的に架空、露出配管を考えていますが、地中配線とする場合、空き管路があれば使用してもよろしいでしょうか	選定事業者による設計のための事前調査の結果、空き管路があれば使用しても差し支えありません。ただし、本事業において設置したものであることがわかるよう表示等を行うこととします。
51	要求水準書	12	2	3	(7)			電源工事	GHP方式の場合、電源は共用分電盤の一次側端子より分岐してもよろしいでしょうか	要求水準を満足することを前提に、技術上、安全上、法令、その他規程上において必要な対策を行うことを条件に認めます。ただし、それに伴うリスク発現による費用等は選定事業者負担とします。
52	要求水準書	12	2	3	(4)			機器以外の材料等	おねじ型メカニカルアンカー、または接着系アンカーとすること、とありますが、場所によってはめねじ型アンカーの検討など他工法を協議させて頂く事は可能でしょうか	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.84をご参照ください。
53	要求水準書	12	2	3	(5)			配管工事	構造上支障のない場合、とはX線などによる事前調査・貴市の承認を必ず行う必要があるということでしょうか	お見込みのとおりです。
54	要求水準書	12	2	3	(5)			配管工事	カーテンの種類・グレードは各学校の状況に応じて任意で事業者にて判断してよろしいでしょうか。また不要となることはありませんでしょうか	原則、既設同等品としてください。各学校に設置されているカーテンの種類・グレードとしますが、法に適合したものとします。不要となることはないとお考え下さい。
55	要求水準書	12	2	3	(5)			配管工事	ドレン排水は既存更新の場合は既存の状況に順じ、新設の場合は雨水接続、汚水接続、敷地放流など、敷地の状況に応じて任意と考えてよろしいでしょうか。	新設、更新を問わず、標準図にあるように最寄会所への接続とします。最寄会所への接続に多大な費用に係るなど困難な場合は本市と協議することとします。
56	要求水準書	13	2	3	(7)			電気工事	デマンドコントロール機能を導入しない場合、デマンド監視装置の適切な設定は不要という認識でよろしいでしょうか。	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.93をご参照ください。
57	要求水準書	13	2	3	(7)			電源工事	仮にデマンドコントロールを実施した場合でも室内環境は「別紙6空調環境の標準提供条件」の「運用室内温度」維持が必要でしょうか。維持が必要な場合のデマンドコントロールの期待効果をどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	対象室の室温が概ね「別紙7の運用室内温度」を維持することとしており、常時その温度を維持する必要はありませんが、可能な限り快適な室内環境の提供に努めてください。
58	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	空調室外機基礎について、既設架台が使用可能の場合、流用することは可能か？	要求水準を満足することを前提に選定事業者が再使用が可能と判断した場合は、本市との協議を行い、再使用することは可能とします。ただし、再使用に伴うリスク発現による費用等は選定事業者負担とします。
59	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	集中管理について、既設で集中リモコンがある場合、流用することは可能か？	不可とします。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
60	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	配管洗浄等の措置を講じるにあたり機器メーカー規定である条件下のみで配管洗浄が必要と記載されている場合、その条件に該当しない場合は配管洗浄は不要と認識でよろしいでしょうか。	機器メーカー規定である条件下のみで配管洗浄が必要と記載されている場合、その条件に該当しない場合は配管洗浄は不要とすることを要求水準を満足することを前提に認めます。ただし、それに伴うリスク発現による費用等は選定事業者負担とします。
61	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	室内機の撤去・設置後に生じた天井面の開口は、天井材補修または、ワイドパネルの使用でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書	13	2	3	(7)			電源工事	室内機電源は既設同様 室外機からの渡り配線での給電で問題ないか。	標準図によるものとします。
63	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	既存の電源用配線、制御用配線及び配線の再使用に関して、協議の上とありますが事前に一律の基準が示されるのでしょうか。	原則、再使用の可否判断は選定事業者となりますので、本市から基準等は示しません。
64	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	第二回見学会において新設対象室に空調機が設置されているケースがございましたがその際の既設機器等の撤去も本事業に含まれるのでしょうか	要求水準書 別紙8 空調設備の整備対象室数及びCR数一覧と異なる場合は協議するものとします。
65	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	質疑6（本書の質問No.64）のケースにおいて既設空調機の設置年数が浅い場合の対応判断をご教示お願い致します	設置された機器により異なるため、個別に判断とします。
66	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	既設EHP方式を更新する場合についても電力量計の設置は必要になるのでしょうか	既設EHP方式を更新する場合についても、要求水準書に従いエネルギー消費量の計測ができる仕組みとさせていただきます。
67	要求水準書	13	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	集中管理コントローラの電源は最寄りのコンセントから電源供給してもよろしいでしょうか新設する場合も同様です	お見込みのとおりです。
68	要求水準書	14	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	天井開口部の閉鎖につきまして、既存天井材に合わせると記載がございますが、既存天井材の入手が困難な場合は近似天井材及び近似色での対応を可としていただけますでしょうか。	協議の上、市が認めた場合に限り可とします。
69	要求水準書	14	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	「ランチルーム（食堂）にある既設設備のセントラル方式の空調設備はパッケージ式空調設備に更新すること。」とありますが、セントラル空調を取止めた時点で、換気設備も同様に取止めとなる可能性があります。換気設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	換気設備は本事業における整備対象設備には含みません。
70	要求水準書	14	2	3	(9)			安全確保等	屋上出入口付近にフェンスが設置されている場合、室外機ごとのフェンス設置は必要のない認識でよろしいでしょうか。	要求水準を満たし、安全確保が可能であれば、選定事業者の判断とします。

要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
71	要求水準書	14	2	3	(8)			更新工事における改修範囲	室外機の撤去に伴い、撤去する室外機を取り囲むネットフェンスについて、継続使用するものがない場合でも、フェンスの状態が良い場合については貴市との協議により残置とすることも協議可能とすることは可能でしょうか	撤去とします。
72	要求水準書	15	2	3	(9)			安全確保等	「特に、学校関係者の安全確保、機器類の保全、いたずら防止の観点から…フェンス等を取り付けるものとする。」との記載がございますが、現地見学会を実施した学校では既存の室外機にフェンスが取り付けられていない学校もございました。各校ごとの屋上の使い方の違いによるものと見受けられますが、参考資料としていただいている資料では既存の室外機に対してのフェンスの有無について、判断が難しいと考えております。金額に係る部分にもなりますので、各校のフェンスの有無や屋上階などの利用状況について何か追加で資料をお示しただけないでしょうか。	お示しできる資料はないため、現地見学や貸与参考図書からご判断ください。
73	要求水準書	15	2	3	(9)			安全確保等	上記の質疑に関して、フェンスの有無に関する資料の提出が難しい場合、現状の使用状況や既存の室外機に関する判断ができないため、事業者側の想定でフェンスの有無について判断することとなります。事業者決定後の協議時にフェンスが必要になった際の費用につきましては別途有償とさせていただけないでしょうか。	選定事業者側の想定でご判断ください。
74	要求水準書	15	2	3	(10)			支障移設	室内機と照明器具の離隔距離があればご教示お願いします	室内機と照明器具の離隔距離は定量的に定めておりません。ただし、既設照明器具と機器が干渉しない、ないしは著しく机上面での照度が低下しない、冷房時に照明器具は結露しないこととしてください。
75	要求水準書	15	2	3	(10)			支障移設	室内機の設置に際し、扇風機及びTV台の移設は必要となるのでしょうか	扇風機及びTV台の移設が必要となる設置方法は想定しておりません。扇風機及びTV台と機器が干渉しない、ないしは室内機が邪魔でTVが見えないといった事象が生じない位置に室内機を設置してください。
76	要求水準書	15	2	3	(9)			安全確保等	現地見学会で複数の対象校を見学しましたが、設備の保守メンテナンスに必要となる安全対策が不足している箇所が散見されました。既存設備位置で更新をする場合、同様の環境になるものと想定されます。労働安全衛生規則に則り事業を遂行する場合、施工に関わる安全対策は仮設備等で対策することで施工期間中の安全対策ができますが、維持管理期間の安全対策は恒久的な整備が必要だと想定されます。対策が必要な箇所数が不明なため、その対策は別途契約とすることは可能でしょうか。	要求水準書 15頁 第23.(11)をご参照ください。維持管理に必要な安全対策については本事業に含み、要求水準として求める事項です。
77	要求水準書	15	2	3	(10)			支障施設	既存物の移設に際し、既存物の移設が難しく、計画通り、確認申請が必要となるものについては現実的に難しく、また現状が現在の法規に適用していない施設も多いと考えられるため、業務外と考えますがよろしいでしょうか。撤去の場合も大きさにより貴市との御打合せにより方針を協議とさせて頂けますでしょうか	原則、そのような位置への機器設置は想定しておりません。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
78	要求水準書	15	2	3	(10)				学校備品（鉄棒などの遊具、旗ポールなど）の移設、一部撤去などについては、移設後の機能や、安全性が事業者では担保できないケースが想定されるため、基本的に業務範囲外とさせて頂けますでしょうか。	例示されているものについては、移設、撤去等は認められませんので、機器設置位置の変更をご検討ください。
79	要求水準書	15	2	3	(10)				既存樹木について、枝払い、移設はありますが、撤去の文言が見当たりません。撤去のみはできないということでしょうか。また、基礎予定地下部に根が張っている場合の伐根や、高木の撤去、など大がかりな工事となる場合は工事区分について協議をさせて頂くことは可能でしょうか。	撤去のみは不可とします。おおがかりな工事となる場合もその費用は選定事業者の負担となります。
80	要求水準書	15	2	3	(10)				室外機室内機設置のための学校への説明については貴市のご担当の方のご同席頂く形でしょうか。特に学校側より、既存施設の撤去関連のお話・ご希望などが設置位置の決定に大きく影響するケースもあるため、事業者だけで協議を行っても決定できず、二度手間となる可能性があり、工程に遅れが生じる可能性がございます。	原則として、本市担当者は、学校への協力依頼は実施いたしますが、同席は致しません。事業実施ができない場合は、本市と協議のうえ対応を決定します。それも含め工程を計画してください。
81	要求水準書	16	2	3	(12)			運転管理方式	本事業で設置する集中リモコンは、設計において職員室内と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書	16	2	3	(12)			運転管理方式	シーズンオフ時は、教室等のリモコンスイッチの操作を無効にできること。と記載がございますが、スケジュールによる自動化をイメージされておりますでしょうか。無効操作マニュアルを作成し、現地対応（教職員対応）を可としていただけますでしょうか。	可とします。
83	要求水準書	16	2	3	(12)			運転管理方式	集中管理コントローラーは既設空調機を除き今回施工対象分のみの管理とする必要があるか。	本事業で設置される全ての空調設備が集中コントローラーに接続されていることを必須とします。なお、事業対象外の既設空調設備と本事業において設置する集中コントローラーの接続は不要です。
84	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	既設と本事業対象の空調機が混在する場合、個別メーターによるエネルギー量の計測が困難なため、運転時間からの換算値等で代用可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
85	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	整備対象設備の消費エネルギー量については運転時間から換算等による計量として運転時間×定格消費量として算出してもよろしいでしょうか。	要求水準書 第2 3. (13)、ならびに別紙6 4. に記載の事項を計量することが可能な手法・仕組みとしてください。
86	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	集中リモコンの電力消費量を計量し集中リモコンに取り込む必要はないとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	ガス式の場合は室外機のガス消費量を計量するとし、ガス式の場合は電力メーターを設置しないとしてよろしいでしょうか。	要求水準書 第2 3. (13)、ならびに別紙6 4. に記載の事項を計量することが可能な手法・仕組みとしてください。前段はガス消費量の計量は求めますが計量の手法・仕組みは任意とします。なお、後段はお見込みのとおりです。
88	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	集中コントローラーのオプション機能の按分ソフトを利用でしょうか？	要求水準を満足することを前提に認めます。
89	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	消費エネルギー量の計算は既設空調機も別途とする必要があるか。	No.83をご参照ください。
90	要求水準書	16	2	3	(13)			計量器の設置	GHP方式の場合、ガスメーターの設置は行いますが、電力量計の設置は必要ありませんか	No.87をご参照ください。
91	要求水準書	16	2	3				設計完了時に提出する書類	月別・年度別想定エネルギー量計算書は、対象校別と全対象校の集計とありますが、各校は都度、全対象校については、すべての設計が完了した時点で提出するのでしょうか	成果品としては、全設計完了後の提出となりますが、各学校の設計業務完了ごとに本市が確認を行うため、そのために必要な資料は確認までに作成してください。
92	要求水準書別紙3	16	別紙3	1.~3.					各書類について、任意書式のものについては、事業者側の提案によるものとし、承認後は原則変更が無いものと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。ただし、市または選定事業者が合理的な理由により変更を希望する場合には協議の上、書式の変更を認めます。
93	要求水準書別紙3	16	別紙3	1.~3.					各書類について、全体で1つ、工期ごと、学校毎、などまとめ方についても任意と考えてよろしいでしょうか。	本事業としての成果品としては、全対象校の設計完了後の提出となりますが、各学校の設計完了ごとに本市が確認を行うため、そのために必要な資料は本市が確認する時期までに作成してください。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							タイトル	質問事項	回答
		頁									
94	要求水準書	18	3	1	(3)	①			技術者及び補助員について	本事業の実現可能性を高めるために、事業全体をひとつの案件として監理技術者1名を専任で配置し、各学校ごとに対して監理技術者を専任での配置は不要という認識でよろしいでしょうか。	大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.112をご参照ください。
95	要求水準書	19	3	2	(5)				環境保全	アスベストの取り扱いはみなしとして工事ですか？	本市が貸与資料で示すもの以外のレベル1と2のアスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこととし、その場合のアスベストの撤去、運搬及び処分に係る費用は市の負担とします。また、本市が示すレベル1と2及びレベル3（レベル3相当を含む）のアスベストに係る費用の一切は事業者の負担とします。
96	要求水準書	20	3	3	(2)				品質管理	風量や温度の測定は連続測定ではなく、測定器等を用いたスポット測定としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	要求水準書	20	3	3	(4)				安全養生について	施工対象場所までの安全養生について、工事期間中養生の残置は可能でしょうか。	学校運営に支障がない範囲で、学校との協議により可能とします。
98	要求水準書	20	3	3	(4)				安全管理	運動場を使用しての重機搬出入は可能と考えてよろしいでしょうか。	No.34をご参照ください。
99	要求水準書	21	3	3	(4)				安全管理	火気ろう付作業をしない火なし工法で施工可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
100	要求水準書	21	3	3	(4)				安全管理	大型資材搬入時以外も警備員の配置も必要ですか？	要求水準を満足することを前提に選定事業者の判断と責任により要不要をご判断ください。
101	要求水準書	21	3	3	(4)				安全管理	貴市が貸与資料で示すもの以外のレベル1と2のアスベストが発見された場合には、貴市が費用負担の上で事業者が適切に処分を行い、レベル3（レベル3相当を含む）のアスベストが発見された場合には、事業者が費用負担の上で事業者が適切に処分を行うという認識でよろしいでしょうか。	No.95をご参照ください。
102	要求水準書	22	3	3	(7)				建設副産物の取扱い等	産業廃棄物のマニフェストは電子マニフェストで処理をしないといけませんか？	本市公共工事においては、電子マニフェストを義務付けている状況を鑑みると電子マニフェストでの処理が望ましい。

要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
103	要求水準書	22	3	4	(2)			現場作業日・作業時間	敷地外での重機使用時等の道路使用許可時間において、原則時間外の作業となる場合は問題ないでしょうか。	作業時間内となるよう努めていただく必要がありますが、やむを得ない場合は協議により決定します。
104	要求水準書別紙5	23	別紙5	1.~3.					各書類について、任意書式のものについては、事業者側の提案によるものとし、承認後は原則変更が無いものと考えてよろしいでしょうか	No.92をご参照ください。
105	要求水準書別紙5	23	別紙5	1.~3.					各書類について、全体で1つ、工期ごと、学校毎、などまとめ方についても任意と考えてよろしいでしょうか。	No.93をご参照ください。
106	要求水準書	28	6	1	(3)			維持管理担当技術者の配置	維持管理担当技術者は法定点検業務を受託する業者の有資格者から選任していいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	要求水準書	28	6	1	(3)			維持管理担当技術者の配置	貴市に承認を得る維持管理担当技術者は各学校毎に必要となるでしょうか。または、有資格者の代表者1名でいいでしょうか。	維持管理担当技術者は対象校毎に配置してください。ただし、複数の対象校において同一の人物が維持管理担当技術者を兼ねることは可能です。
108	要求水準書	29	6	3	(2)			空調環境の標準提供条件	空調環境の提供で消費するエネルギー量を計測し、との記載がありますが、室内機・室外機別のエネルギー消費量を計測する認識でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙6-4をご参照ください。
109	要求水準書	30	6	3	(2)			空調環境の標準提供条件	15校程度との記載がありますが、対象校については各年度毎に貴市から別途指定がある認識でよろしいでしょうか。事業期間を通じて固定でしょうか。	要求水準書29頁3.(2)をご参照ください。「事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち15校程度の対象室の室内温度(集中管理コントローラーからのデータ抽出も可)及び外気温度等を測定または計測済みのデータを提出し、提供条件の確認を行い、本市に報告すること。なお、対象となる学校は本市が指定する。」ことから、これにより当該月に測定対象となる学校が決まるとお考えください。なお、1シーズンとは概ね、冷房期、暖房期を指しています。
110	要求水準書	30	6	3	(2)			空調環境の標準提供条件	室内温度及び外気温度等を測定との記載がありますが、「等」の中には、どのような項目が必要なのでしょう。	室内温度及び外気温度を主に想定していますが、協議の上、必要な計測データがあると判明した場合を想定しています。集中コントローラーからのデータ抽出も可としておりますので、設置するメーカーや機種により取得できないデータがあると考えられるため、協議により決定する考えです。

## 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
111	要求水準書	30	6	3	(3)			法定点検	シーズンイン点検と定期点検は同義と考えていいでしょうか。 (冷暖房の開始時期に定期点検を実施します。)または、シーズンイン点検(年2回)とは別に定期点検を実施する必要がありますでしょうか。	3. (3)においては、フロン排出抑制法に基づく「第6 維持管理業務要求水準 1. 基本事項 (3) 維持管理担当技術者の配置」に定める有資格者による定期点検を指していますので、同義という認識ではありません。なお、同法に基づく簡易点検は、シーズンイン点検に併せて実施してください。
112	要求水準書	29	6	3	(2)			空調環境の標準提供条件	「全対象室ごと(室内機単位)の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等」「空調環境の提供で消費するエネルギー量」を計測・計量・記録し、貴市及び対象校へ報告することありますが、報告する手段・頻度をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書別紙6を確認ください。
113	要求水準書別紙6	25	別紙6	4				月次報告書	当該月に測定対象となった学校における対象教室分との記載がありますが、各月ごとに測定対象となる学校は変更されるのでしょうか。	No.109をご参照ください。
114	要求水準書別紙6	25	別紙6	5				保守点検報告書	フロン排出抑制法に基づく管理者は貴市としていいでしょうか。その場合の点検記録の保存は貴市となります。(原則当該製品の所有者が管理者となるため。)	お見込みのとおりです。
115	要求水準書別紙8	別紙8						整備対象区分	新規、更新の区分について、資料で新規とあるが、既設空調があった場合の扱いは新規、更新のどちらで考えたらよいか?	No.64をご参照ください。
116	要求水準書別紙8	別紙8						整備対象区分	参考図書の対象教室図面とリストの内容が異なる場合、どちらを正とするか?	要求水準書 別紙8 空調設備の整備対象室数及びCR数一覧を正とします。
117	要求水準書別紙8	別紙8						整備対象区分	2フロアで共通の室外機を使用している内の1フロア分のみ更新となった時の判断は?	今回の更新機器にそのような機器は含まれません。
118	要求水準書別紙8	別紙8						整備対象区分	リスト上対象教室になっているが、直近で空調が設置済みの場合、その教室は対象になるのか?	No.65をご参照ください。
119	要求水準書別紙8	別紙8						対象室数について	NO.378 区名:西成 学校名:今宮中学校 本校の対象室数が9とありますが参考図書の対象室図示図面及びリストに含まれる平面図では8室が記載されていますがどちらが正でしょうか	No.116をご参照ください。
120	要求水準書	別紙8						対象室数について	NO.380 区名:西成 学校名:鶴見橋中学校 本校の対象室数が6とありますが参考図書の対象室図示図面及びリストに含まれる平面図では7室が記載されていますがどちらが正でしょうか	No.116をご参照ください。

## 様式集に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
121	様式集 (word形式)	3	イ					設備整備提案書 3	枚数制限6枚との記載がございますが、様式6-4にはA4版2枚以内との記載がございます。ほかの様式の枚数を勘案いたしますと、様式6-4の記載されている枚数が正しいという認識でよろしいでしょうか。	様式集【提出書類一覧表】を下記のとおり修正します。  〈修正前〉 イ 設備整備に関する提案書 設備整備提案書3：安定したサービスの提供 6-4 10部 A4 Word 6枚  〈修正後〉 イ 設備整備に関する提案書 設備整備提案書3：安定したサービスの提供 6-4 10部 A4 Word 2枚
122	様式集 (word版)	5						提出書類の 綴じる区分	様式4-1～4-4を分冊として別綴じし、封筒に入れて提出する旨が記載されていますが、「委任状(代理人)」(様式4-4)も封筒に同封してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	様式集 (word版)	35						入札書用 封筒見本	入札書用封筒のサイズにご指定はありますでしょうか。	角型2号サイズ以内としてください。
124	様式集							提出書類一覧表	様式5-1から様式7-4の提出部数は10部ですが、10部とも参加企業各社の実名を記載せず匿名での表記とし、1部の目次の次のページに参加企業各社の名称と匿名表記の対応表を加えてご提出してもよろしいでしょうか。	可とします。
125	様式集							様式2-4 入札参加資格確認 申請書兼誓約 書	代表者印での捺印となるため、大阪市外業者があることをふまえると、手続きに関して参加表明までに時間を要することが懸念されます。したがって、参加企業各社毎に別様で記名捺印して提出してよろしいでしょうか。様式2-5 入札参加者構成表につきましても同様です。	別様で企業毎の提出は不可と考えますが、別様を袋とじし、袋とじの契印を代表企業とすることで提出を認めます。
126	様式集							様式2-11 設備工事実績調 書	工事概要等の欄に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る施工の実績を有していることが確認できる内容の記載があれば、函面等の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。また、当該実績を証する契約書等の写しとして、コリンズ帳票の写しをご提出してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	様式集							様式2-14 納税証明書	法人税納税証明書及び消費税納税証明書について、注釈に「*7 消費税納税証明書については、法人税納税証明書で納税が確認できる場合は不要とする。」とありますが、その3の3(法人税と消費税及び地方消費税)のみの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
128	落札者決定基準	4	3					提案審査	入札参加者によるプレゼンテーション、検討会議による入札参加者へのヒヤリング等の実施を予定している、とありますが、プレゼンテーションとヒヤリングは同日に行われるのでしょうか。上記2つの違いについてもお教えいただけますでしょうか。	同日に行います。なお、プレゼンテーションは事業者からの説明、ヒヤリングは事業者へ提案書ならびにプレゼンテーションに関する質問質疑に対してご回答をいただくものです。
129	落札者決定基準	4	3					提案審査	プレゼンテーションについて、提案書を用いて行うのか、パワーポイントにて資料を用意して行うのか、実施形式についてお教えいただけますでしょうか。	提案書もしくは提案書の内容を要約した説明資料（パワーポイント又はPDFで作成した電子データも可）を用いた実施形式とします。当該ヒヤリングの具体的な実施方法は、入札参加資格確認結果の通知とあわせてお知らせいたします。

### 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
130	基本協定書 (案)	2	5	2				業務の委託・請負	業務委託契約又は請負契約の締結時期について、事業契約締結後の設計業務により施工・工事監理・維持管理は具体的業務内容が変更となる可能性があります。そのため、「事業契約の締結日以降30日以内に」を「各業務の開始日までに」としていただけますでしょうか。又は各業務を受託又は請負うことを約する覚書を事業契約の締結日以降30日以内に提出し、業務委託契約又は請負契約を締結した際に写しを改めてご提出することでもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
131	事業契約書 （案）	5	2	3	3			協力義務	「当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他甲が必要とする事項」と記載がありますが、「技術的協力」とは具体的に何かご教示いただけますでしょうか。	本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可等の取得又は届出等を行う際に当該手続に必要な資料の提出を依頼する場合に当該資料に係る技術的な知見の説明をいただく等を想定しています。
132	事業契約書 （案）	9	3	2	15	2		整備対象設備の 設計	設計業務開始前の提出書類については、各校ごと、それぞれの学校の設計業務の開始前に貴市にご提出するとの理解でしょうか。各校ごとではなく、設計開始時期が同じ月の学校はまとめて提出してもよろしいでしょうか。	合理的な範囲での設計業務開始時期が同じ月の対象校に係る別紙3提出書類一覧(設計業務)のまとめた提出を認めます。ただし、交付金の申請などについては、本市は学校別に行う必要がありますので、提出書類については対象校別に提出してください。
133	事業契約書 （案）	10	3	2	19	1		設計の完了	別紙4に定められた書類について、書類提出後に事業指針との間に不一致等がないと判断いただいた場合、その旨を貴市よりご通知いただけるのでしょうか。	業務水準チェックリスト等により、設計業務水準に適合するか否かについて、完了確認を行います。ただし、この完了確認をもって、選定事業者が要求水準適合の責任を免れるものではありません。
134	事業契約書 （案）	11	3	2	20			甲の請求による 設計の変更	「甲の帰すべき事由に基づき、乙が…甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、」との記載がございます。本事業は対象校の数が多い中、見学校の数も限られています。事業者側としては、事業費を抑えるために最適な機器の配置やルートを検討したうえで事業費を算出します。実際に現地を見る機会が限られている現状では、学校関係者様と事業者間の認識の違いや使用方法の違いで事業者の想定する設置位置や配管ルートを変更しなくてはいけない想定外の状況も対象校の数から多々発生するものと考えております。前回の「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」のNo.81回答「機器の配置や配管ルート等は事業契約締結後に本市と協議のうえ、決定するものと想定します。」との記載より、事業契約締結後の協議による変更は第20条が適用されるものとの認識でよろしいでしょうか。	「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」のNo.81回答「機器の配置や配管ルート等は事業契約締結後に本市と協議のうえ、決定するものと想定します。」との記載について、第20条が適用されるものという認識はありません。関連資格を有する専門技術者であれば、現地見学の機会や貸与資料から想定できる範囲の状況へのリスク対応については、事業者の負担とします。ご指摘のとおり、各校の状況によっては、想定と異なる状況が顕在化し、設計内容の調整が生じることが想定されます。しかしながら、こうした調整による影響が、全体事業費に関してプラス・マイナス相殺されるような想定計画とすることを選定事業者には求めます。事前調査責任に関しては、事業契約書第14条3項もご参照ください。
135	事業契約書 （案）	12	4	1	23	1		整備対象設備工 事の内容	別紙4に定める各書類は、各校ごと、それぞれの学校の着工前に貴市へご提出するとの理解でしょうか。事業契約 14頁 第26条第2項及び第5項においても同様です。	要求水準書別紙3～6「1.着手前に提出する書類」については着手前に提出してください。

事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
136	事業契約書（案）	17	4	1	32	2		アスベストの処理等	「甲は、前項の場合であっても、何らの費用も負担しない。」とありますが、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答 No.121では、「本市が貸与資料で示すもの以外のレベル1と2のアスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこと。その場合のアスベストの撤去、運搬及び処分に係る費用は市の負担とします。」とあります。貴市が貸与資料で示すもの以外のアスベストの処理等に係る費用については、本事業におけるサービス対価とは別に貴市にお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、事業契約書に「貸与資料で判明できないアスベストが発生した際の費用については甲が負担する。」等の文言を追記いただけないでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。 事業契約書（案）第32条3において「甲が貸与資料で示すもの以外のレベル1と2のアスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこと。その場合のアスベストの撤去、運搬及び処分に係る費用は甲の負担とする。ただし、レベル3（レベル3相当を含む）のアスベストに係る費用の一切は乙の負担とする。」旨記載します。
137	事業契約書（案）	19	4	4	37	1		工期又は供用開始時期の延長変更又は遅延による費用等の負担及び損害金	「当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし」とありますが、「合理的な範囲内」について具体的にご教示いただけますでしょうか。	「合理的な範囲内」には機会費用及び逸失利益を含みません。これ以外に関する「合理的な範囲内」の内容について、完備に具体的に示すことはできません。
138	事業契約書（案）	23	4	5	42	2		契約保証金等	契約保証金の納付時期は、本件契約と同時とするがありますが、同条1項記載の（1）、（2）共に本件契約と同時に納付する必要がありますでしょうか。もしくは、（2）の維持管理に関する保証金は、維持管理業務開始事業年度前の支払いでも可能でしょうか	原案とおり、契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時とします。
139	事業契約書（案）	23	4	5	42	5		契約保証金等	「乙が施工企業をして、、、」と記載がありますが、施工企業ではなく乙が履行保証保険に加入した場合も、その保険証券を甲に提出することで契約保証金の納付は免除されるという認識でよろしいでしょうか	第42条5を以下のとおり修正します。 「乙が、施工企業をして、」から、 「乙または、乙が、施工企業をして、」に文言を変更します。
140	事業契約書（案）	23	4	5	42	6		契約保証金等	「乙が維持管理企業をして、、、」と記載がありますが、施工企業ではなく乙が履行保証保険に加入した場合も、その保険証券を甲に提出することで契約保証金の納付は免除されるという認識でよろしいでしょうか	第42条6を以下のとおり修正します。 「乙が、維持管理企業をして、」から、 「乙または、乙が、維持管理企業をして、」に文言を変更します。
141	事業契約書（案）	23	4	5	42	6		契約保証金等	履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出することで第42条第1項第2号に掲げる契約保証金が免除されることになっておりますが、第42条2項記載の契約保証金の納付時期までに保険証券の提出が必要でしょうか。それとも第42条第1項第2号に掲げる契約保証金の免除に関しては、維持管理業務期間における各事業年度の開始前までに保険証券を提出することで当該保証金は免除されますでしょうか	原案とおり、第42条4のとおりとします。

### 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
142	事業契約書（案）	30	7		60	1		移設に要する費用の負担	「移設に要する合理的な費用を、第9章の各規程に基づいて乙に支払う対価とは別に負担するものとする。」とありますが、「合理的な費用」について具体的にご教示いただけますでしょうか。	「合理的な費用」には機会費用及び逸失利益を含みません。「合理的な費用」について、完備に具体的に示すことはできません。
143	事業契約書（案）	32	9		69	1		対価の支払方法	「甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、」とありますが、請求書は電子ではなく紙面にて貴市へご提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	事業契約書（案）	36	10		72	5		甲による契約解除	全対象校の整備対象設備が貴市に引き渡される前に本件契約が一部解除された場合、「その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。」とありますが、減額される金額については事前にお知らせいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	事業契約書（案）	39	10		74	3	(1)	ウ 乙による契約解除	「甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、」とありますが、「合理的な範囲内」について具体的にご教示いただけますでしょうか。第74条第4項第1号ウ、第74条第4項第2号エについても同様です。	No.137をご参照ください。
146	事業契約書（案）	41	10		75	2	(1)	学校の統廃合に伴う一部解除	前年度の11月以前に資材等を手配しなければ工程に間に合わないケースや施工は未着手なものの資材等の手配は完了しているケースがございます。その場合に一部契約解除された場合、資材等手配にかかる費用はお支払いいただけますでしょうか。	原案とおりとします。ただし、早期に発注をしなければ工程に間に合わない資材等があれば、すみやかに本市に報告してください。
147	事業契約書（案）	45	11		80	1		不可抗力事由による契約内容の変更等	制御不能な動物や虫等に起因する空調設備等の損傷は、不可抗力事由に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	該当しません。

### 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
148	事業契約書 (案)	45	11		81	1		法令改正等による契約内容の変更等	「本事業に直接関係する法令の改正」の「直接」の範囲について具体的にご教示いただけますでしょうか。	「本事業に直接影響を与える法令の改正」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で選定事業者の費用に影響があるものを意味することとし、以下の場合を含むものとします。 ①消費税率の変更 ②受注者が本契約上の義務を遂行するために必要な資金的支出の額の増加を生じさせる変更 なお、法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更は、「本事業に直接影響を与える法令の変更」に含まれないものとします。
149	事業契約書 (案)	45	11		81	3		法令改正等による契約内容の変更等	「技術革新等により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、甲は乙と協議の上、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、対価の減額を行うものとする。」とありますが、技術革新によって本件契約に基づく事業者の業務に係る費用が増額となった場合は、貴市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	技術革新の導入を市が指示する場合、本市が増加費用を負担します。法令変更により技術革新の導入を余儀なくされる場合は、法令変更に係る条項（第81条）に規定するとおりとします。技術革新の導入が選定事業者の意向で行われる場合、本市は増加費用を負担しません。
150	事業契約書 (案)	46	11		82	2		不可抗力事由による追加費用又は損害の負担	「乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について」とありますが、「合理的な範囲内」について具体的にご教示いただけますでしょうか。第83条第2項についても同様です。	No.137をご参照ください。
151	事業契約書 (案) 別紙9	63	別紙 9	4	(1)	④		燃費実績	各室外機別の全負荷相当運転時間当たりの消費エネルギー量の実績値を算出し、報告すること。とありますが、GHPの消費エネルギー量の計測はガス量のみとしていただけますでしょうか。	No.87をご参照ください。
152	事業契約書 (案) 別紙9	65	別紙 9	5	(2)			書類検査による性能モニタリングの方法	性能検証項目：室内温度の検証方法①として「1シーズンごとに対象校のうち15校の対象室の一部について、、、」と記載がありますが、1校あたりの対象教室数はどの程度を想定されておりますでしょうか？	1校あたりの対象室数はその対象校に含まれるすべての対象室を合計した数とします。

事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁	項							
153	事業契約書 （案） 別紙10	78	別紙 10					(3)維持管理の サービス対価の 各期支払金額	<p>支払対象期が年度ごとに記載されていますが、第69条第3項、第4項では事業者は半期に一度実施されるモニタリングの合格通知を貴市より受領したのちに請求書を提出することとあります。貴市よりいただける維持管理のサービス対価は年に2度という理解でよろしいでしょうか。その場合、別紙10の表の支払対象期について、上期、下期で分けてサービス対価の金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>第69条を以下のとおり修正します。</p> <p>〈修正後〉 3 乙は、別紙11記載のとおり上期ならびに下期の満了の後、別紙7の同報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から10日以内に乙の業務内容のモニタリングを実施し、乙に対してモニタリングの結果を通知するものとする。</p> <p>〈修正後〉 4 乙は、前項の上期報告書ならびに下期報告書に関するモニタリングの結果についての甲の合格通知を受領した後、下期報告書に関するモニタリングの結果についての合格通知に従い当該通知の受領日から7日以内に維持管理のサービス対価に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は当該請求書の受領日から30日以内に別紙10記載のとおり支払う。</p> <p>〈修正後〉 5 乙の甲に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合においても甲は当該請求書の受領日から30日以内に別紙10記載のとおり支払うものとする。</p> <p>〈修正後〉 6 乙は、第4項の下期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む10日以内に、甲がモニタリングの結果の通知を行わなかった場合には、第5項の請求書を甲に対して提出できるものとする。</p>
154	事業契約書 （案） 別紙11	79	別紙 11					サービス対価の 構成	設計・施工期間中のSPC運営費用につきましても、サービス対価Aに加えてよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設計・施工期間中のSPC運営費用は、サービス対価Aに加えることを可とします。
155	事業契約書 （案） 別紙12	82	別紙 12	③				改定方法	施工の物価変動に基づく設計・施工等のサービス対価の改定を表す式として、「【工事着工日の属する月の建築費指数】÷【令和8年7月の建築費指数】-1」とありますが、「令和6年7月」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 「【工事着工日の属する月の建築費指数】÷【令和6年7月の建築費指数】-1」に修正します。
156	事業契約書 （案） 別紙12	82	別紙 12	③				物価変動に基づ く改定	「物価変動に基づく改定」の③改定方法として改定式が記載されており、改定式の中で【令和8年7月の建築費指数】と記載されていますが、正しくは【令和6年7月の建築費指数】という認識でよろしいでしょうか	No.155をご参照ください。

参考図書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							タイトル	質問事項	回答
		頁	項								
157	参考図書 既存空調機 器リスト及 び履歴図								更新機器について	異中学校現地見学会にてパソコン室内に平成22年度製以降の空調設備が設置されていました。更新対象リストの機器が近年で更新されていたことが判明した場合でも、今回工事の更新対象としてよろしいでしょうか。	No.65をご参照ください。
158	参考図書 学校設備 標準図									法令等、条例等を遵守しつつ、標準図に従って施工を行った結果、何らかの問題が生じた場合(事業者の責によらない場合)、市の負担としていただけますでしょうか。	原則、施工責任は、選定事業者を負っていただくことになるため、標準図に従った施工を行う際に疑義がある場合は本市と協議を行ってください。協議の結果、本市負担とする場合があります。
159	参考図書 学校設備 標準図	共通	1	1					標準仕様適用について	●印がない場合は、※印が適用となっておりますが、間違いないでしょうか。(特記仕様書に●印がないため) (完成図の提出不要、足場別途工事、総合調整不要、アスベスト含有調査不要等)	参考図書として示しているものであり、入札説明書等に従い、各現場ごとに必要なものは●印としてください。
160	参考図書 学校設備 標準図	EHP	1						機器表特記事項について	電源線・アース線等の接続は、丸端子とありますが、それ以外はY端子としてもよろしいでしょうか。	丸端子としてください。
161	参考図書 学校設備 標準図	EHP 02	2,3						室内機廻り断面 要領図について	室内機の振れ止め、耐震支持は標準図に記載がないため、不要と考えてよろしいでしょうか。	振れ止めや耐震支持については、特記仕様書にあるとおり、国土交通省大臣官房官庁管轄部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)等の基準によることとしております。原則、施工責任は、選定事業者を負っていただくことになるため、本市標準図に記載のさや管による方法等の採用も含め、施工方法や必要性については、選定事業者においてご判断ください。
162	参考図書 学校設備 標準図	EHP 02	5,6						屋上 室外機廻り 平面要領図について	2台以上の室外機系統の冷媒配管を配管化粧カバーの保温統合してよろしいでしょうか。	配管化粧カバーの統合は認めます。ただし、保温材を2管以上に共有して用いることは認めません。また、移設業務において化粧カバーをまとめたことによる増加費用(化粧カバーが再利用できなくなり、新設する必要が発生した場合など)は選定事業者の負担とします。
163	参考図書 学校設備 標準図	EHP 04他							特別支援教室について	特別支援教室にもリモコンの設置を計画しておりますが、リモコンはロックできるものを選択すべきでしょうか。	要求水準書 第23.(12)に従った設定としてください。なお、本事業の対象室に特別支援教室は含んでいません。
164	参考図書 学校設備 標準図	EHP 01,0 6							機器表について	標準図では、ガス式はビル用マルチ方式となっております。電気式はパッケージ方式となっております。電気式もガス式と同様に、ビル用マルチ方式で計画してよろしいでしょうか。	要求水準を満足することを前提に認めます。ただし、それに伴うリスク発現による費用等は選定事業者負担とします。

参考図書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
165	参考図書 学校設備 標準図	GHP 12- 29						GHP室外機設置 位置について	GHP710・850のみB通 柱真上に設置とありますが、これら未満の容量のGHP室外機は建物短辺の梁上に1台設置してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
166	参考図書 学校設備 標準図							EHP室外機の設 置位置について	質疑No.40（本書の質問No.165）が認められる場合、EHP室外機はGHP室外機と比較して軽量のため、GHP710・850未満の容量以下となるようにEHP室外機複数台を建物短辺の梁上に設置してよろしいでしょうか。	基礎の重量も考慮する必要があるため、必要性が生じた場合に、本市との協議によることとします。
167	参考図書 学校設備 標準図								（本質問の前提として、室外機の据付にあたっては、別紙2「順守すべき法制度等」に記載の『建築設備耐震設計・施工指針』が基準となるものと考えております） 屋上にゴムシートを敷いたその上にコンクリート基礎を打設する旨が図示されている点について、以下3点質問です。 ①地震時に、コンクリート基礎がゴムシート上を滑ること、あるいはゴムシートごと屋上を滑ることを防ぐ手法について、同書には記載がありませんが、考慮しないものとして宜しいでしょうか。 ②地震時に、室外機とコンクリート基礎が一体となって転倒することを回避する手法として、同書に基づく計算を行い基礎寸法を充分大きくする方法が考えられます。新設室外機については転倒防止を考慮した寸法で打設し、更新室外機については既設基礎の寸法が不足する場合には転倒防止を考慮した寸法を満たすように増し打ちを行う、と考えて宜しいでしょうか。 ③前述の転倒防止を考慮するにあたり、設備機器の耐震クラスはBと設定して宜しいでしょうか。	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には本市と協議し、協議の結果、標準図とおりに施工したことにより、何らかの問題が発生した場合の費用については本市負担とする場合があります。
168	参考図書 令和5年度 石綿含有吹 付け材管理 一覧表								令和5年度石綿含有吹付け材管理一覧表の資料に記載のない学校は調査の結果アスベスト含有無しという調査結果であったという認識でよろしいでしょうか。	石綿含有吹付け材で判明しているものを示しており、アスベスト含有なしということではありません。
169	参考図書								各校の電気盤位置が分かる資料をご提供いただいてもよろしいでしょうか。	すべての学校について資料を提示できる状況ではございません。棟毎の各階に電灯分電盤1面（階段室付近もしくはEPS内）は設置しています。
170	参考図書								各校の電気室に電灯トランスと動力トランスがありますが、現状での余裕度が分かるデータ等をいただいてもよろしいでしょうか。	お示しできる資料はありません。

参考図書に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問事項	回答
		頁								
171	参考図書								対象校の断面図、梁伏図、立面図及び展開図をいただいてもよろしいでしょうか。	すべての学校について資料を提示できる状況ではございません。設計業務の際に本市が所有している図面を提供することは可能です。
172	参考図書- 郊外_中学校_対象校、対象室及びCR数							NO.369 区名：柏原市 学校名：長谷川中学校	本校の更新対象室：音楽室（棟番号①4階）はCR数2ですが、設置されている現状設備が7.1kW×3台と1.5CR分になっています。このような場合は更新対象なので現状同等での更新で宜しいでしょうか。	No.116をご参照ください。
173	参考図書- 郊外_中学校_対象校、対象室及びCR数							NO.369 区名：柏原市 学校名：長谷川中学校	本校の更新対象室：図書室（棟番号①3階）はCR数1ですが、設置されている現状設備が7.1kW×4台と2CR分になっています。このような場合は更新対象なので現状同等での更新で宜しいでしょうか。	No.116をご参照ください。
174	別紙資料 標準図 (GHP)	73						排ガスドレン管の更新について	更新対象となるGHP室外機の排ガスドレン管は機器廻り接続替えとし以降は再利用で宜しいでしょうか	選定事業者において再使用が可能と判断された場合は、本市と協議を行った上で再使用は可能とします。その際のリスクは選定事業者の負担とします。